野田市議会議長 山口 克己 様

野田市長 鈴 木

有

令和5年 陳情第3号 子供たちの命と安全を守り市民の住環境を 守る陳情の処理の経過及び結果について

陳情項目について、その処理の経過及び結果につきまして、下記のとおり報告いた します。

記

1 令和5年 陳情第3号 子供たちの命と安全を守り市民の住環境を守る陳情

## 2 陳情項目

- (1) 子供たちの命と安全が守られることを最優先に考えてください。
- (2) 市民が安心して住み続けられる良好な住環境を守ってください。
- (3) 近隣居住者及び地域住民の了解を得るまで開発業者の計画を認めないでください。
- (4) 市は事業者に対して住民との対面での説明会の実施をするように働きかけることを求めます。

## 3 処理の経過

陳情項目にある「市に事業者に対して住民との対面での説明会の実施をするよう働きかけることを求める」につきましては、事業者による住民説明会が これまで2回にわたり開催されておりますが、運送会社のトナミ運輸が出席 しなかったことや住民側が納得しないまま質疑を打切り、それ以降は個別に対応するなどとして、住民に真摯に向き合おうとする態度が感じられなかったことから、住民側は「住環境を守る会」を結成し、市長に地域住民の了解が得られるまでは計画を認めないことを求める陳情を4月13日に提出し、市長自ら受け取り、市民の声を真摯に受け止め、住民に寄り添った対応をさせていただく旨をお伝えさせていただいたところです。

市としましては、事業者に対して、周辺住民の声を真摯に受け止め、改めて、 住民に対して説明会を開催し、多くの住民の理解を得られるよう適切な対応 を求める文書を発出するなど、再三指導した結果、白鷺梅郷住宅自治会の代表 者と事業者の話し合いが、市の立会いの下、6月30日と7月12日に行われ ました。

話合いの場では、事業者はこれまでの対応を改め、自治会からの要望に対し、できる範囲で要望に応えるとして、交通安全対策や排水対策、緑化計画が見直され、改善が図られました。

しかし、自治会が最も求める建築物の高さを 20 メートル以下とすることに つきましては、事業者から当初の計画 28.5 メートルを 27.8 メートルに下げ る案を示されましたが、住民側は納得しなかったことから、事業者に再度の検 討を求めました。

その結果、最上階の一部を下げる案が提示されたところですが、住民側は一定の理解を示す一方で、あくまで 20 メートル以下を要求する意見もあり、意思統一ができないでいました。

このような状況の中で、自治会の代表者は事業者に建築物の高さを低くする行政指導を求め、市長との面会を求めたことから、8月2日に市長自らが面会に応じました。

面会の場には、市の法律顧問弁護士である高橋弁護士にも同席していただき、法律上の観点から、開発許可の権限は市にあるものの、事業者の計画している建築物の高さは法律の範囲内であり、これ以上、事業者に建築物の高さを低くするよう求めることは、行政指導の範疇を超えた行為であること、また、これ以上手続を引き延ばした場合、これまで示した変更案が反故にされ、事業

者が計画を元に戻してしまうことも危惧されることを説明し、市としましては、これまでの経緯や地域住民の中には、理解を示していない意見があることを付して、8月31日に開催される千葉県開発審査会に付議させていただき、審査会での判断を仰ぎたいと説明させていただきました。

8月4日に自治会と事業者との対面での話合いが行われ、事業者から西側の住宅地への日影や景観を配慮し、建物4階部分の西側約10メートルを3階に減築する案を示し、自治会の代表者がこれを受け入れることで合意に至りました。

ただし、自治会としては、高さを 20 メートル以下にしてほしいという意見 が根底にあることを付して、千葉県開発審査会に付議させていただくことで 了解をいただきました。

なお、市としましても、今回のように低層の住宅地に隣接して物流施設などが建設されることは好ましいことではなく、抑止効果のある条例等を制定できないか検討を開始したところですが、8月2日の市長との面会の場において、同様の要望がありましたので、立地自体を規制することは難しいと考えていますが、事業者が建設しづらくするような方策がないか検討していく旨をお答えさせていただきました。

最後に、市としましては、これまでと同様に住民に寄り添い、引き続き、事業者に住民の理解を得られる対応をするよう指導してまいります。

以上